

第110号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第44条第8号中「のイからクまでの」を「に掲げる」に改め、同号ア中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に改め、「規定する耐火建築物」の次に「をいう。以下この号において同じ。）」を、「又は」の次に「準耐火建築物（」を加え、「（同号）」を「をいい、同号」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。